

## 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (2) 性的指向 恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性的マイノリティ 性自認が出生時の性と異なる者又は性的指向が必ずしも異性愛のみではない者をいう。
- (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (5) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子(養子を含む。)又は当該パートナーシップにある者の親(養親を含む。)との家族としての関係をいう。
- (6) 宣誓 パートナーシップにある者が、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がともに民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方若しくは一方が市内に住所を有すること又は双方若しくは一方が宣誓の日(以下「宣誓日」をいう。)から概ね3月以内に他市区町村から本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がいないこと及び当該パートナーシップの宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をする

ことができない者でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。

- 2 宣誓をしようとする者の双方又は一方の子若しくは親（以下「ファミリーシップ対象者」という。）を含めて宣誓をする場合は、当該ファミリーシップ対象者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。
  - (1) 宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であること。
  - (2) 宣誓しようとする者とファミリーシップを宣誓することに同意していること。ただし、ファミリーシップ対象者が15歳未満である場合は、その親権者が同意していること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入した登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- 2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は本市への転入を予定していることがわかる書類
  - (2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は配偶者がいないことを証明する書類その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 ファミリーシップを併せて宣誓する場合は、次に掲げる書類を宣誓書に添付しなければならない。

- (1) 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) ファミリーシップ対象者と宣誓をしようとする者の双方又は一方が生計が同一であることを確認できる書類
- (3) ファミリーシップ対象者全員（ただし、ファミリーシップ対象者が15歳未満である場合は、その親権者）が署名した同意書（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 第2項第1号に規定する本市への転入を予定していることが分かる書類を提出した者は、転入後速やかに住民票の写し又は本市への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は当該書類の写しの提出を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類  
(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において戸籍に記載されている氏名と併せて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを宣誓書に添付しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定による宣誓書の提出があつた場合において、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に対し、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(別記様式第3号)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第4号。以下「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添えて宣誓者に交付するものとする。この場合において、宣誓書に通称名を使用したときは、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

2 受領証はパートナーシップ又はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、受領証カードは宣誓者及びファミリーシップ対象者それぞれに1枚交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、受領証等を紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を受けようとするときは、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、受領証等を再交付するものとする。

3 前項の規定により再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

4 第5条の規定は、第1項の場合について準用する。

(宣誓書記載事項変更の届出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(別記様式第6号。以下「変更届」という。)に受領証等及びそれぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者又はファミリーシップ対象者の氏名又は通称名の変更があった場合 氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明書(抄本)又は社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写し

(2) 宣誓者のいずれかに住所の変更があった場合 住所の変更があった者の住民票の写し

(3) ファミリーシップ対象者を追加する場合 第4条第3項に掲げる書類

(4) ファミリーシップ対象者を削除する場合 申出書(別記様式第7号)

2 市長は、変更届の提出があったときは、変更後の受領証等を当該宣誓者に交付するものとする。

3 第5条の規定は、第1項の場合について準用する。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第8号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。ただし、他の一方が返還を希望しない場合は、この限りでない。

(3) 双方が市外に転出したとき。ただし、転勤、親族の疾病その他やむを得ない事情により双方が一時的に市外に転出した場合を除く。

(4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、宣誓者がパートナーシップの宣誓制度(これに類する制度を含む。)を設けている自治体であって市長が相互連携を図る自治体として認めるもの(以下「連携自治体」という。)へ転

出した場合において、市長が当該連携自治体の長から当該宣誓者が転入した旨の通知を受けたときは、当該通知をもって受領証等を返還したものとみなす。

(無効となる宣誓)

第11条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を無効とする。

(自治体間での連携)

第12条 宣誓をしようとする者が、連携自治体において、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓に係る受領証等に準ずる書類(以下「連携自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合であって、本市に転入後も引き続きパートナーシップ又はファミリーシップ関係を継続する意思があり、市長が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(別記様式第9号。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 連携自治体受領証等

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告の日以前3か月以内に発行されたものに限る。)又は本市への転入を予定していることがわかる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 継続申告者から前項の規定により書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 第4条第4項及び第5条から第7条までの規定は、第2項の規定による申告書の提出の場合にこれを準用する。

(宣誓書等の保存)

第13条 宣誓に係る書類(以下「宣誓書等」という。)の保存期間は、宣誓書等を提出された日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間とする。ただし、第10条の規定により受領証等の返還を受けた場合は、当該受領証等及びそれに係る宣誓書等の保存期間は、返還届を提出された日(第10条第3項の規定による連携自治体の長から宣誓者が転入した旨の通知を受けた場合は、通知のあった日)の属する会計年度の翌年度から起算して1年間保存するものとする。

(遵守事項)

第14条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(周知啓発)

第15条 市長は、市民及び事業者等に対しパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は令和7年4月1日から施行する。

## 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

登別市長 様

私たちは、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナー又はファミリーとして尊重し、協力し合うことを宣誓します。

年 月 日

## 1 パートナーシップ宣誓者

ふりがな		
氏名(自署)		
(通称名を使用の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	〒	〒
転入後の住所	〒	〒
電話番号		

(代筆者)

住所

氏名

## 2 ファミリーシップ対象者

ふりがな		
氏名		
(通称名を使用の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	〒	〒
転入後の住所	〒	〒
パートナーシップ宣誓者との関係(続柄)		

## 【添付書類】

(パートナーシップ宣誓)

- 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は本市への転入を予定していることがわかる書類
- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は配偶者がいないことを証明する書類その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

(ファミリーシップ宣誓)

- 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類
- 宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であることを確認できる書類
- ファミリーシップ対象者全員が署名した同意書
- ※ファミリーシップ対象者が15歳未満である場合は、その親権者の署名が必要です。

(通称名を使用する場合)

- 社会生活において通称名を使用していることが確認できる書類の写し

## 【本人確認書類】

個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等本人の顔写真が添付されたもの

(裏面)

### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓にあたっての確認

私たちは、「登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」をするにあたって、次の表の確認事項記載の回答が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

記入日 年 月 日

氏名(通称名) \_\_\_\_\_

氏名(通称名) \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当するものに□に「レ」をつけてください)
第2条第4号	(関係性) 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第1項 第1号	(年齢要件) 宣誓当日において双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第1項 第2号	(住所要件) ①双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
	②一方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
	③少なくともいずれか一方が本市へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 (転入予定日 年 月 日)
第3条第1項 第3号	(独身要件) 双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと及び当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第1項 第4号	(近親者でないこと) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
※ファミリーシップを宣誓する場合は、以下も回答してください。		
第3条第2項 第1号	(ファミリーシップ対象者の関係) 宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第2項 第2号	(ファミリーシップ対象者の同意) ファミリーシップ対象者全員の同意が得られていること。ただし、15歳未満である場合は、その親権者が同意していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。

別記様式第2号(第4条関係)

## 同意書

私は、(宣誓者) \_\_\_\_\_ と(宣誓者) \_\_\_\_\_ の間で行われる、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づく宣誓が、家族として私(私の子)を含むものであることに同意します。

年 月 日

続 柄 \_\_\_\_\_

氏 名(自署) \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※15歳未満の方は、親権者をご記入ください

続 柄 \_\_\_\_\_

子の氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

親権者の氏名(自署) \_\_\_\_\_

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓者

\_\_\_\_\_  
年 月 日生 様

\_\_\_\_\_  
年 月 日生 様

ファミリーシップ対象者

\_\_\_\_\_  
年 月 日生(続柄 ) 様

\_\_\_\_\_  
年 月 日生(続柄 ) 様

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

登別市長

(裏面)

<注意事項>

- 1 この受領証は、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この受領証は、法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合は、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを返還してください。
  - (1) パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 一方が死亡したとき。ただし、他の一方が返還を希望しない場合は、この限りでない。
  - (3) 双方が市外に転出したとき。ただし、転勤、親族の疾病その他やむを得ない事情により双方が一時的に市外に転出した場合を除く。
  - (4) 宣誓が無効となったとき。
  - (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

【特記事項】

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名を記載する。

～宣誓書受領証の提示を受けられた方へ

登別市では、性的マイノリティの方が抱える日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、市民一人ひとりが人権を尊重し、個性や多様性を認め合うことで、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、「登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を設けています。

この宣誓書受領証は、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において、対等な立場で継続的に責任をもって協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを登別市が証明するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。



## 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 受領証等再交付申請書

登別市長 様

年 月 日付け、第 号で交付されました登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証又は登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの再交付を受けたいので、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき申請します。

【再交付を希望するもの】(該当するものに「レ」を付けてください)

- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

【再交付を希望する理由】(該当するものに「レ」をつけてください)

- 紛失
- 毀損
- その他( )

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名(通称名) \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書  
記載事項変更届

登別市長 様

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき提出します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名(通称名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

受領証番号	第 号	
宣誓者氏名		

次の「変更理由」より該当する番号を選択し、変更内容をご記入ください

【変更理由】			
① 受領証に記載された者のいずれかに氏名（通称名含む）の変更があった			
② 受領証に記載された者のいずれかに住所の変更があった			
③ 受領証にファミリーシップ対象者の氏名を追加する			
④ 受領証からファミリーシップ対象者の氏名を削除する			
番号	変更事由	変更前	変更後
	ふりがな		
	氏名(自署)		
	(通称名を使用の場合) 戸籍上の氏名		
	住所		
	変更年月日	年 月 日	年 月 日
	ふりがな		
	氏名(自署)		
	(通称名を使用の場合) 戸籍上の氏名		
	住所		
	変更年月日	年 月 日	年 月 日

【添付書類】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード 交付数全て  
(氏名の変更)
- 戸籍個人事項証明書(抄本)又は社会生活において通称名を使用していることが確認できる書類の写し  
(住所の変更)
- 住民票の写し  
(ファミリーシップ対象者の追加)
- 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類(記載事項変更届提出前3月以内に発行されたものに限る。)
- 当該ファミリーシップ対象者と宣誓をしようとする者の双方又は一方が生計が同一であることを確認できる書類
- ファミリーシップ対象者(15歳未満である場合はその親権者)が署名した同意書(別記様式第2号)  
(ファミリーシップ対象者の削除)
- 申出書(別記様式第7号)

【本人確認書類】

個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等本人の顔写真が添付されたもの

別記様式第7号(第9条関係)

年 月 日

登別市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名(通称名) \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 申出書

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項第4号の規定により、次のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードから、私の氏名を削除するよう申し出ます。

受領証番号	第 号	
宣誓者氏名		

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書  
受領証等返還届

登別市長 様

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを返還します。

【返還の理由】(該当するものに「レ」をつけてください。)

- 宣誓に係るパートナーシップを解消した。
- 宣誓者の一方が死亡した。
- 宣誓者の双方が市外に転出した。
- 要綱第11条の規定により、宣誓が無効となった。
- 配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいること、又は宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当した。
- 宣誓に係るパートナーが民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない親族に該当した。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名(通称名) \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名(通称名) \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

【添付書類】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード 交付数全て

返却できない場合は、その理由を記載ください。

【確認書類】

個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等本人の顔写真が添付されたもの

### 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

登別市長 様

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条第1項の規定に基づき、住所の異動前に連携自治体から性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等を交付されたこと及び互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した関係を継続していることを申告します。

なお、申告があったことを住所の異動前の連携自治体に通知することに同意します。

\_\_\_\_\_年 月 日

継続申告者		
パートナーシップ宣誓者		
ふりがな		
氏名		
(通称名を使用の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
電話番号		
当初の宣誓年月日	<input type="checkbox"/> 受領証及び受領証カードの裏面に記載を希望する _____年 月 日 <input type="checkbox"/> 希望しない	
ファミリーシップ対象者		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(裏面)

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当するものに□に「レ」をつけてください)
第2条第4号	(関係性) 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第1項 第1号	(年齢要件) 宣誓当日において双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第1項 第2号	(住所要件) ①双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
	②一方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
	③少なくともいずれか一方が本市へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 (転入予定日 年 月 日)
第3条第1項 第3号	(独身要件) 双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと及び当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第1項 第4号	(近親者でないこと) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
※ファミリーシップを宣誓する場合は、以下も回答してください。		
第3条第2項 第1号	(ファミリーシップ対象者の関係) 宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
第3条第2項 第2号	(ファミリーシップ対象者の同意) ファミリーシップ対象者全員の同意が得られていること。ただし、15歳未満である場合は、その親権者が同意していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。

## 【添付書類】

- 連携自治体受領証等
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書又は本市への転入を予定していることがわかる書類
- その他必要書類

## 【本人確認書類】

個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等本人の顔写真が添付されたもの